

**答 申 書**  
**( 答 申 第 7 0 号 )**  
**平成 1 6 年 9 月 3 0 日**

---

1 審査会の結論

強度行動障害特別処遇加算事業報告書を一部開示としたことは、妥当である。

2 異議申立ての経過等並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨  
別紙のとおり

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、知的障害者更生施設（以下「本件施設」という。）の入所者のうち、強度行動障害特別処遇加算の対象者に対する処遇の実施状況等について、当該事業を行っている施設（道内では、1施設のみで実施している。）から北海道知事に提出された平成14年度分の強度行動障害特別処遇加算事業報告書である。

本件公文書は、「強度行動障害特別処遇加算の終了について」という標題の平成14年8月30日付け及び同年12月19日付けの2つの報告書であり、どちらも実施機関内の報告書の鑑と本件施設から実施機関に提出された「強度行動障害特別処遇加算費対象者終了報告について」という標題の14年5月26日付け及び同年12月12日付けの報告からなり、本件施設から提出された報告の部分は、知事あての報告文、強度行動障害特別処遇事業（以下「特別処遇事業」という。）実施状況報告書、強度行動障害判定基準、特別処遇事業個別プログラムなどからなっている。

(2) 特別処遇事業について

特別処遇事業とは、知的障害児（者）であって、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、日常生活に著しい困難があると認められる者を対象に、行動障害の軽減を図ることを目的として実施する事業である。

特別処遇事業を実施する施設においては、居室を個室にするなどの配慮をするとともに、行動改善室、観察室等行動障害の軽減のための各種の指導・訓練を行うために必要な設備を設けることとされている。

特別処遇事業を実施する施設における強度行動障害特別処遇加算の対象者（以下「特別処遇対象者」という。）は4名を標準としている。

特別処遇対象者とする基準は、「強度行動障害特別処遇加算費の取扱いについて（平成10年7月31日障第36号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長通知）」において、行動上の問題を強度行動障害判定指針として11項目に分類し、現れる行動障害の頻度と強さで点数化し、合計点数が10点を強度行動障害、20点を特別処遇事業の対象者とする強度行動障害判定基準が設けられている。

(3) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件公文書のうち次の から の部分が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。（ただし、平成15年北海道条

例第41号により一部改正される前のもの)以下「条例」という。)第10条第1項第1号に規定する非開示情報(以下「1号情報」という。)に該当するとして一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行ったが、異議申立人がそのうち特別処遇対象者の氏名以外の非開示部分(以下「本件非開示部分」という。)の取消しを求めていることから、本件処分のうち本件非開示部分を非開示としたことの妥当性について判断することとする。

特別処遇対象者の氏名、年齢、措置等市町村名

本件施設の職員の氏名(施設長を除く)

特別処遇対象者の強度行動障害判定点数(個別点数及び合計点数)

特別処遇対象者の特別処遇事業開始時の状況、事業の効果、現在の状況及び個別プログラムの実施状況

(4) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 特別処遇事業は、(2)で述べたとおり、知的障害児(者)であり、かつ、生活環境への著しい不適応行動を示す者を対象に行われている事業であるため、本件公文書には、個人の行動の詳細にわたる情報が多く記録されている。このような個人情報の非開示情報該当性を判断するに当たっては、特別処遇事業の特殊性や情報の内容が個人の機微に触れるものであるかどうかなどを考慮し、開示することにより個人の尊厳及び基本的人権が損なわれることのないよう、十分に慎重な検討をすることが必要であると考えます。

ウ 特別処遇対象者の年齢、措置等市町村名について

実施機関は、特別処遇対象者の氏名及び年齢並びに措置等市町村名を特定の個人が識別され得る情報であり、通常他人に知られたいと認められることから1号情報に該当し、非開示としている。このうち、異議申立人は氏名を非開示とすることについて異議申立ての対象としていない。

特別処遇対象者の年齢及び措置等市町村名は、本件施設の特別処遇対象者が4名しかいないこと、また、当該対象者の措置等市町村名はいずれも異なっており、当該情報を明らかにすると、特別処遇対象者が識別される可能性は高いものと考えられ、特別処遇対象者が識別されると、その者が、本件施設に入所していることが明らかとなり、そのことは通常他人に知られたいと認められることから、特別処遇対象者の年齢及び措置等市町村名は、1号情報に該当するものと判断する。

エ 本件施設の職員の氏名(施設長を除く)について

異議申立人は、平成15年6月22日付けの意見書では、北海道においては、社会福祉法人の職員氏名は開示している旨主張している。

当該意見書には、北海道や他県の自閉症・発達障害支援センター運営事業に係る国庫補助協議書のうち別紙7-7の写し(以下「協議書」という。)が添付されており、このうち、当審査会が北海道に係る協議書を見分したところ、当該センター

の職員氏名、学歴・職歴、取得資格等が記録され、職員氏名は開示されていることが認められた。このことについて、実施機関は、社会福祉法人の事業の公益性の観点から役職付き職員に限らず氏名を開示していたが、平成15年度から、社会福祉法人が道に提出する報告書から職員に関する調べが削除されたことに伴い、職員氏名は非開示として取り扱っている旨説明している。

本件施設の職員の氏名が特定の個人が識別され得る情報であることは明らかであり、職員の氏名が明らかになるとその者が本件施設に勤務していることが明らかとなる。一般論として、個人の勤務先に関する情報は通常、他人に知られたくないと認められるものである。

さらに、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が制定され、個人情報の保護が一層求められる状況となっていること、規制緩和等により社会福祉法人以外の者でも社会福祉施設を設置・運営ができるように関係法令が改正されており、社会福祉法人が他の法人に比べことさらに公益性が高い事業を実施しているとはいいい切れなくなったというような社会情勢の変化を考え併せると、今日においては、むしろ個人情報の保護を重視した取扱いをすることが適当であると考えられる。

このようなことを総合的に判断すると、実施機関が、過去に社会福祉法人の職員の氏名について開示していたという事実や本件施設の運営が公共性の高いものであることを勘案しても、1号情報該当性は否定できないこと、公務員であれば、職務遂行に係る情報に含まれる公務員の職及び氏名は、非開示情報には該当しないものであるが、本件施設の職員は公務員ではないので、公務員と同様の扱いをすべきものではないと考えられる。

以上のことから、本件施設職員の氏名については、1号情報に該当するものと判断する。

#### オ 特別処遇対象者の強度行動障害判定点数（個別点数及び合計点数）について

強度行動障害判定点数の個別点数及び合計点数については、これを開示すると個別の点数については、項目ごとに点数化されていることから特別処遇対象者がどのような特異な行動をし、それが時間を追って改善されていったかが明らかとなり、合計点数については、特別処遇対象者の総体としての特異な行動の状況が時系列で改善されていったことが明らかとなり、特別処遇事業の特殊性からすると個人が識別される可能性が高いものと考えられる。個人が識別されると、その者が、本件施設に入所していることが明らかとなる。また、これらの点数自体が個人の機微に触れる情報であるとも考えられる。

したがって、これらの内容は、通常他人に知られたくないと認められ、特別処遇対象者の強度行動障害判定点数（個別点数及び合計点数）は、1号情報に該当すると判断する。

#### カ 特別処遇対象者の特別処遇事業開始時の状況、事業の効果、現在の状況、個別プログラムの実施状況について

これらの文書には、特別処遇対象者の処遇の開始から改善が進み終了に至るまでの行動等が文章で時系列に事細かに記載されている。特別処遇事業の特殊性を勘案すると、これらを開示した場合、個人が識別される可能性が極めて高いものと考えられる。そして、個人が識別されると、その者が、本件施設に入所していることが

明らかとなる。また、これらの文書の記録全体が個人の機微に触れる情報である。  
したがって、これらの内容は、通常他人に知られたくないと認められ、特別処遇対象者の特別処遇事業開始時の状況、事業の効果、現在の状況、個別プログラムの実施状況は、1号情報に該当すると判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成15年 5月26日	<p>諮問書の受理</p> <p>実施機関から関係書類（ 諮問文、 異議申立書の写し、 公文書開示請求書の写し、 公文書一部開示決定通知書の写し、 異議申立ての概要、 理由説明書、 対象公文書の写し）の提出</p>
平成15年 6月 5日	<p>新規諮問事案の報告</p> <p>本件諮問事案の審議を第一部会に付託</p>
平成16年 6月22日	<p>異議申立人から意見書の提出</p>
平成15年 8月 5日 (第一部会)	<p>実施機関から本件処分の理由等を聴取</p>
平成16年 9月 1日 (第一部会)	<p>審議</p>
平成16年 3月 3日 (第一部会)	<p>審議</p>
平成16年 4月14日 (第一部会)	<p>審議</p>
平成16年 7月 5日 (第一部会)	<p>審議</p>
平成16年 8月 4日 (第一部会)	<p>審議</p>
平成16年 9月 1日 (第一部会)	<p>審議</p>
平成16年 9月28日 (第61回全体審査会)	<p>答申案審議</p>
平成16年 9月30日	<p>答申</p>

## 別 紙

### 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

#### 1 異議申立ての経過

- (1) 平成15年4月28日 本件開示請求
- (2) 平成15年5月12日 本件開示請求に対する公文書一部開示決定処分
- (3) 平成15年5月14日 本件異議申立て

#### 2 異議申立人の主張の要旨

- (1) 異議申立ての趣旨  
本件異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。
- (2) 異議申立ての理由  
条例第10条第1項第1号に該当しない(本人氏名は除く)。
- (3) 意見書(平成15年6月22日)

##### ア 厚生労働省の動き

- (ア) 障害者福祉施設等における不祥事の発生防止及びその対応について  
人権侵害等の防止、不正・不明瞭な経理処理の防止、施設整備に係わる不正の防止について、苦情解決の取組についての4点を掲げている。  
(全国厚生労働関係部局長会議資料平成15年1月21日)

##### (イ) 社会福祉法人の認可について

「社会福祉法人の認可について」という通知を出している。(平成12年12月1日)、  
「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」という通知を出している。(平成13年7月23日)

以上の 及び を踏まえ、社会福祉施設の指導監督を行うことにしている。

##### (ウ) 施設情報について

施設が受けた事業については、その事業遂行性を担保するために必要とされる情報を開示している。例えば、職歴、取得資格、療育に関する経験(事業名、職種、職務内容)

上記情報は公にしても、当該職員の権利利益を害するおそれはない。(民間の社会福祉施設職員を含む。)(厚生労働省障害福祉課の見解平成15年4月)

社会福祉法人の業務及び財務に関する情報は、法人の広報を活用することなどにより自主的に公表することが適当である。

##### イ 社会福祉施設の動き

事業報告書については、福祉施設は積極的に情報提供するようになってきている。

職員名については、専門的な知見を必要とする事業を受けている施設は職員名を開示している。(21箇所中18箇所の施設が開示している。専門的な知見を必要とする事業とは、地域療育等支援事業、自閉症発達障害支援センター、強度行動障害特別処遇事業を意味する。)

#### ウ 強度行動障害特別処遇事業について

この事業の必要性についての啓発をする必要がある。事業内容が分からない状況では、この事業の必要性についての理解は得られない。

より良いサービスを受ける権利が本人にある。本人は、サービスが適切に提供されているのかを表現しないので、関心のある人がサービスの適正さ、適切さについて評価する必要がある。

事業の評価基準を行政は示す必要がある。また、事業の目的は達成されたのかどうか行政は説明する必要がある。

個人のプライバシーは、北海道職員、施設の職員が守秘義務を守れば個人情報を守られる。(北海道の施設監査担当職員は、運営指導結果講評調書の中で、「倫理に関する内部研修の充実を図ること」を口頭指摘としている。北海道の方針として、福祉施設に精通した職員を施設監査にあたらせるということを継続していくとすれば、プライバシーの侵害が起きるケースは発生しないと思われる。)

個人から切り離して障害についての対応技術を高めることが本人支援につながる。先進的な施設は、施設での実績報告を公開し、本人への支援技術を高めようとしている。個人と障害を不可分の関係として、一体の関係として捉えるから、プライバシーの問題が出てくる。障害状況について理解が進まなければ、本人の生活は改善されない。

#### エ 福祉施設における実践の報告の方法とその考え方

役割分担を考えるようになってきた。施設でやれることを積極的に情報公開するようになってきた。施設ではやれないことも積極的に情報公開するようになってきた。本人に必要な支援を提案するようになってきた。本人の生活の質を優先するようになってきた。本人に必要な支援が提供されるように、本人についての具体的な障害状況が関係者に提示されるようになってきた。

#### オ 北海道の開示の程度(自閉症発達障害支援センターの厚生労働省との協議書の開示状況を通じて)

情報公開分野で先頭を走っていると言われている宮城県、川崎市、三重県と肩を並べるところまできている。

事業の必要性を理解してもらうために必要な情報であれば開示している。

北海道の開示については、民間の福祉法人の職員であっても開示をしている。

#### カ 本人支援の質を確保しつつ、事業の必要性を理解してもらい、なお、プライバシーに配慮するという事は難しいことではあるが、それを前提として、今回の非開示にした情報を開示すべきか否かを判断してもらいたい。プライバシーが高度に守られても、本人の生活の質が改善されなければ、事業が適切に行われたとはいえない。

### 3 実施機関の説明の要旨

本件処分に係る実施機関の主張は、次のとおりである。

#### (1) 本件公文書の非開示理由

本件公文書中で、対象者の氏名、年齢、措置等市町村名、職員の氏名(公務員及び施設長を除く。)については、条例第10条第1項第1号に規定されている個人が識別

される情報であり、通常他人に知られたくないと認められる情報であることから、非開示とした。

さらに、強度障害判定点数、事業開始時の状況、事業の効果、現在の状況、強度行動障害特別処遇個別プログラムの実施状況については、個人の身体的特徴を表す障害の状況全般に関する詳細な報告であるため、あらかじめ明示されている施設名、特別処遇を受けていた期間などの情報と併せると、個人が識別される情報であり、通常他人に知られたくないと認められる情報であることから、非開示とした。

(2) 異議申立理由に対する反論

異議申立人は、非開示とした情報は、本人の氏名を除き、北海道情報公開条例第10条第1項第1号に該当しない旨の主張であるが、これらを開示することにより、当該個人のプライバシーが侵害され得ることから、社会通念上、当然他人に知られたくないと認められる情報に該当するものである。